第四十八条　輸送中の産品又は蔵置されている産品

この協定は、前章及び前節の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸送中のもの、日本国若しくはメキシコにあるもの又は保税地域に一時蔵置されているものについて、適用することができる。ただし、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により第三十九条のA5の規定に従って遡及して発給された原産地証明書が、産品が直接輸送されたことを示す書類とともに、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の法令に従って輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四十九条　定義

1　前節及びこの節の規定の適用上、

(a)　「権限を与えられた代理人」とは、各締約国の法令に基づき輸出者により指名された者であって、当該輸出者のために原産地証明書に記入し、かつ、署名することについて責任を負うものをいう。

(b)　「商業上の輸入」とは、販売を目的として又は商業上、産業上その他同様の用途のために締約国に産品を輸入することをいう。

(c)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給若しくはその発給を行う団体の指定又は第三十九条のBに規定する認定輸出者の認定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては経済省をいう。

(d)　「税関当局」とは、各締約国の法令に従い、関税に関する法令の運用について責任を負う当局をいう。日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては大蔵省をいう。

(e)　「原産品であるか否かの決定」とは、産品について前章の規定に従って行われる原産品であるか否かの決定をいう。

(f)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(g)　「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状、品質及び社会的評価を含む全ての点において同一である産品をいう。

(h)　「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。

(i)　「関税上の特恵待遇」とは、この協定に従って原産品について適用する関税率をいう。

(j)　「生産者」とは、第三十八条に定義する生産者であって締約国に所在するものをいう。

(k)　「有効な原産地証明書」とは、第三十九条のA1に規定する様式による原産地証明書であって、前節の規定及び原産地証明書の様式に示された記入方法に従い、輸出者により記入され、かつ、署名され、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により押印され、かつ、署名されたものをいう。

(l)　「有効な原産地申告」とは、前節の規定に従い認定輸出者により作成された原産地申告をいう。

(m)　「有効な原産地証明書又は有効な原産地申告をいう。

(n)　「価額」とは、前章の規定の適用上用いられる産品又は材料の価額をいう。

2　この条に別段の定義がある場合を除くほか、前章に定める定義を適用する。

第三節　貿易の円滑化のための税関協力

第五十条　貿易の円滑化のための税関協力

各締約国は、貿易の円滑化を促進する上での税関当局の役割及び税関手続の重要性を認識して、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、協力して次のことに努める。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　税関手続を、関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第五条

1　この議定書は、協定第五条5及び第百七十四条1の規定に基づき両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、協定が有効である限り、効力を有する。

第六条

1　この議定書は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。解釈に相違がある場合には、英文による。

2　1の規定にかかわらず、

(a)　付表一は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(b)　付表二は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十一年九月二十二日にメキシコ市で、本書二通を作成した。

日本国のために
目賀田周一郎
メキシコ合衆国のために
B・フェラーリ

付表一

1　協定附属書一第二節柱書き中第一文及び第二文を次のように改める。

次の1から33までに定める条件は、メキシコから輸入される原産品であって表5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。メキシコから輸入される原産品であって表5欄に「R」を掲げた品目に分類されるものは、二千十四年四月に第五条3(a)(i)の規定に従って両締約国が協議する対象となる産品とする。

2　協定附属書一第二節の注釈1(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)　(i)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA)　八年目（二千十二年）については、一万五百メートル・トン
(BB)　九年目（二千十三年）については、一万二千メートル・トン
(CC)　十年目（二千十四年）については、一万三千五百メートル・トン
(DD)　十一年目（二千十五年）については、一万五千メートル・トン
(EE)　十二年目（二千十六年）については、一万五千メートル・トン

(ii)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(AA)　表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。